

平成29年12月 井手町

12月定例会会議録

井手町議会

平成29年12月井手町議会定例会会議録目次

第 1 号（12月14日）

応招・不応招議員	1
出席・欠席議員	1
出席事務局職員	1
出席説明員	1
議事日程	3
開会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	7
一般質問	7
中坊 陽議員	7
1 シルバー人材センター設立の考えについて	
2 上玉川橋改良工事の進捗状況について	
谷田利一議員	10
1 浸水対策について	
木村武壽議員	14
1 今年の災害による土木施設の復旧工事について	
2 玉水駅の巨石の対応及び工事の進捗状況について	
岡田久雄議員	16
1 京都府立特別支援学校建設の進捗状況等について	
2 成年後見制度の利用促進について	
3 国民健康保険広域化の影響について	
岩田 剛議員	23
1 防災対策と消防団員の確保について	
2 白坂地区工業団地の工場誘致状況について	
3 JR奈良線複線化工事の進捗状況について	
村田忠文議員	30
1 山城多賀駅前へ進出予定の商業施設について	
谷田 操議員	33

1	内水排除対策について	
2	新生児聴覚検査の体制について	
3	非正規職員の処遇改善について	
報告第11号	専決処分の報告について	4 2
報告第12号	専決処分の報告について	4 4
議案第37号	平成28年度井手町一般会計、特別会計「国民健康 保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保 険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件	4 5
議案第38号	平成28年度井手町水道事業会計決算認定の件	4 5
議案第39号	平成28年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決 算認定の件	4 5
議案第44号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制 定の件	5 1
議案第45号	平成29年度井手町一般会計補正予算（第5回）	5 3
議案第46号	平成29年度井手町国民健康保険特別会計補正予算 （第3回）	5 8
議案第47号	平成29年度井手町介護保険特別会計補正予算（第 2回）	5 9
散会		5 9
署名議員		6 0

第 2 号（12月22日）

応招・不応招議員		6 1
出席・欠席議員		6 1
出席事務局職員		6 1
出席説明員		6 1
議事日程		6 3
開会		6 4
会議録署名議員の指名		6 4
諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求める件	6 4
議案第43号	井手町農業委員会の委員等の定数に関する条例制定 の件	6 4

議案第 48 号	井手町営土地改良事業（平成 29 年災害復旧事業）	
	の实施について……………	68
発議第 3 号	米軍ヘリコプターの窓落下事故に関する意見書……………	70
	閉会中の継続調査の申し出について……………	72
	閉会……………	72
	署名議員……………	73

第 1 号（平成 2 9 年 1 2 月 1 4 日）

会 議 録

定 例 会

（開会）

平成29年12月井手町議会（定例会）会議録（第1号）

招集年月日

平成29年12月14日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成29年12月14日午前9時59分 議長 丸山久志

閉会 平成29年12月14日午後3時02分 議長 丸山久志

応招議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

1番	谷田	利一	2番	西島	寛道
3番	岡田	久雄	4番	岩田	剛
5番	古川	昭義	6番	村田	忠文
7番	丸山	久志	8番	中坊	陽
9番	谷田	操	10番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

2番	西島	寛道	9番	谷田	操
----	----	----	----	----	---

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	野崎 裕美	議会書記	平間 克則
議会書記	坂井幸一郎	議会書記	岩村 恭子

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	汐見 明男	副町長	中谷 浩三
----	-------	-----	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	脇本 和弘
理事兼地域創生推進室長事務取扱	後藤 崇文	理事兼建設課長事務取扱	中村 秀一
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼 学校教育課長、自然林養育管理センター館長兼務	中島 一也	企 画 財 政 課 長	花木 秀章
税 務 課 長	乾 浩朗	会計管理者・会計課長兼務	光田 恵理
住 民 福 祉 課 長	中坊 玲子	保 健 医 療 課 長	中谷 誠
高 齢 福 祉 課 長	寺井 佳孝	保健センター所長・ 地域包括支援センター所長兼務	小笠原温美
産 業 環 境 課 長	菱本 嘉昭	上 下 水 道 課 参 事	森田 肇
同和・人権政策課長	西島 豊広	いづみ人権交流センター所長・ いづみ児童館長兼務	野田 昌司
社会教育課長・ 図書館長兼務	高江 裕之	学校給食センター所長	奥山 英高

議事日程

別紙のとおり

会議に付した事件

別紙のとおり

会議の経過

別紙のとおり

平成29年12月井手町議会定例会

議 事 日 程〔第1号〕

平成29年12月14日（木）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 一般質問
- 第5 報告第11号 専決処分の報告について
- 第6 報告第12号 専決処分の報告について
- 第7 議案第37号 平成28年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件
- 第8 議案第38号 平成28年度井手町水道事業会計決算認定の件
- 第9 議案第39号 平成28年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件
- 第10 議案第44号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第11 議案第45号 平成29年度井手町一般会計補正予算（第5回）
- 第12 議案第46号 平成29年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）
- 第13 議案第47号 平成29年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）

議事の経過

議長（丸山久志） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

平成29年12月定例会を開会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、年末を控え、公私極めてご多用のところ、ご出席を賜り厚
くお礼を申し上げます。

さて、本日、汐見町長より12月定例町議会を招集されました。各議案に
つきまして慎重にご審議をいただきますとともに、理事者各位につきまして
は適正かつ明確な答弁をいただきまして、住民の信頼と負託に応えられます
よう期待します。

寒さもますます厳しくなっておりますが、議員並びに理事者をはじめ関係
各位におかれましては、くれぐれもご自愛いただき、ますますご健勝にてご
精励賜りますようお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

本日の会議に古川議員より少しおくれるとの連絡がありましたので、ご報
告を申し上げます。

ただいまの出席議員数は9名であります。定足数に達しておりますので、
平成29年12月井手町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、西島寛道
議員、9番、谷田 操議員を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の順序の議席の方をお願いい
たします。

日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月27日までの14日間
にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（丸山久志） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12
月27日までの14日間と決定しました。

今期定例会に提出されております案件は、条例制定の件2件、平成29年
度補正予算3件、専決処分の報告2件、諮問案件1件、並びに一般質問は7

名であります。

なお、本日の会議は、皆さんのお手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

それでは、審議を行います前に、今期定例会に町長より挨拶をいたしたい旨申し出がありますので、これを許します。

汐見町長。

町長（汐見明男） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに12月定例町議会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、年の瀬を控え、何かとご多用の中ご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

平素は町政進展のため絶大なるご協力を賜り、住民とともに深く感謝しているところでありまして、この機会に厚くお礼を申し上げます。

さて、9月から11月ごろまでの3カ月間は、文化祭など行事が集中しておりまして、住民の方々の声を聞くことのできる大切な時期でもあります。私もこの間、多くの住民の方々と接し、貴重な意見や要望を聞かせていただき、町政への期待の大きさを再認識することができました。また、私の基本姿勢でもあります「まちづくりの主人公は住民である」との考えのもと、町長に就任した翌年の平成8年度から実施しております各種団体との懇談会を12月中旬に開催する予定をいたしておりまして、これら住民からいただく多くの貴重なご意見やご要望を、今後の町政に十分反映させてまいりたいと考えております。

それでは、今次定例会に提出いたしました議案第43号、井手町農業委員会の委員等の定数に関する条例制定の件ほか、7件の案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第43号は、農業委員会等に関する法律の改正に伴う条例の制定であります。

議案第44号は、人事院勧告に基づく給与条例等の一部改正であります。

議案第45号は、平成29年度一般会計の補正でありまして、補正総額は4,416万1,000円の増で、補正後の一般会計予算は51億4,939万円であります。

歳出につきまして、その主なものをご説明申し上げます。

まず総務関係では、上井手区の公民館改修補助金に300万円、本町の空

き家バンクへの登録をさらに促進するため、空き家再生支援に250万円それぞれ計上いたしております。

次に民生関係では、京都府後期高齢者医療広域連合への負担金に937万6,000円、事業の精算等による返還金等に53万1,000円それぞれ計上いたしております。

次に衛生関係では、制度改正等に伴うシステム改修負担金に38万7,000円計上いたしております。

次に土木関係では、耐震診断希望者の増加に対応するため、木造住宅耐震診断に25万円計上いたしております。

次に教育関係では、井手小学校で役立てていただきたいとのことでご寄附いただきましたので、その趣旨に沿いまして図書購入に50万円計上いたしております。

次に災害復旧費では、台風21号による町道の災害復旧事業に3,300万円計上いたしております。

以上が歳出予算の主なものでありまして、その財源といたしましては、国・府支出金2,359万8,000円、寄附金61万2,000円、繰越金720万4,000円、諸収入4万7,000円、町債1,270万円計上いたしております。

議案第46号及び議案第47号は、いずれも平成29年度特別会計の補正でありまして、それぞれ所要額を計上いたしております。

報告第11号及び報告第12号の2件は、いずれも地方自治法第179条に基づく専決処分でありまして、地方自治法の規定に基づき、議会に報告し、承認を得ようとするものであります。

諮問第2号は、人権擁護委員法の規定に基づき意見を求めようとするものであります。

なお、平成29年10月21日から23日にかけて発生した台風21号豪雨災害により被害を受けました浜・鐘付揚水機場の災害復旧事業につきましては、土地改良法の規定に基づき議会の議決を得る必要がありますので、事務手続が整い次第、今会期中に追加提案したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上が本日提出いたしました議案等の内容でありまして、詳細につきましては、各担当よりそれぞれ補足説明いたさせますので、何とぞ慎重ご審議の

上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、私の挨拶並びに提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

議長（丸山久志） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

閉会中の議会活動について報告します。10月25日から26日、管外視察研修を行いました。

監査委員から10月分、11月分の例月出納検査結果報告及び定期監査結果報告を受領し、写しをお手元に配付しておりますので、ごらんおき願います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4、一般質問を行います。

一般質問通告書を提出された方は7名であります。発言の順番は受付順にします。

この際、申し上げます。質問についての発言時間はそれぞれ20分以内とします。

順次質問を許します。

中坊 陽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 8番、中坊 陽です。2点の項目について一般質問を行います。

1点目として、シルバー人材センター設立の考えについてお聞きします。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律は、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等による高年齢者の安定した雇用の確保の促進、高年齢者の再就職の促進、定年退職者その他の高年齢退職者に対する就業の機会の確保等の措置を総合的に講じ、もって高年齢者等の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的としています。

基本理念として、高年齢者等は、その職業生活の全期間を通じて、その意欲及び能力に応じ、雇用の機会その他の多様な就業の機会が確保され、職業生活の充実が図られるよう配慮されるものとする。労働者は、高年齢期における職業生活の充実のため、みずから進んで高年齢期における職業生活の設計を行い、その設計に基づき、その能力の開発及び向上並びにその健康の保持及び増進に努めるものとされています。

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域ごとに一つずつ設置されている高年齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的または軽易な業務を請負・委任の形式で行い、高年齢者に就業機会を確保し提供する機関として、国及び地方自治体の援助を受けて設立される公益的・公共的な団体です。

高齢者にふさわしい仕事を一般家庭、企業、官公庁等から請負または委任により引き受け、あるいは、企業、介護・保育の施設、官公庁の施設などに派遣し、それぞれに合った仕事を会員に提供することにより、生きがいの充実、福祉の増進を図り、活力ある地域社会づくりに貢献できることを目指しています。本町においても買い物難民、荒廃地の管理、高齢者独居家庭の増加など、高齢者社会の中で多くの課題が取り出されています。解決のためにも、労働意欲のある高齢者団体の立ち上げが必要と考えます。

以前から、シルバー人材センターの設立の必要性について発言してきました。答弁として、検討や研究するとの考えを聞いています。近隣自治体ではほぼ設立されており、本町には設立されていないため、必要なときは近隣のセンターに依頼されている方もおられます。高齢者がお世話になった地域に貢献できることは、生きがいや健康対策としても有効です。

そこでお聞きします。

- 1、本町住民の近隣センターへの依頼状況について。
- 2、地域福祉計画の人材バンクの仕組みづくりとは。
- 3、本町のシルバー人材センター設立に対する考えは。

2点目として、上玉川橋改良工事の進捗状況についてお聞きします。

本町の重要幹線である府道上狛城陽線上玉川橋改良工事は、京都府のご理解と車両の迂回や通学路の変更など、住民の方々にも多大な協力をいただいています。一日でも早期な完成が望まれています。雨期の工事中断を終えて、改良工事が再開されました。改良工事は順調に進んでいますか。

完成は平成30年6月ごろの予定と聞いていますが、現在の工事進捗状況と完成見通しについてお聞きします。

以上、よろしくお願ひします。

議長（丸山久志） 答弁願ひます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝） 中坊議員のご質問にお答えいたします。

1点目のシルバー人材センター設立の考えについてであります。一つ目の住民の近隣センターへの依頼状況につきましては、利用されている市町の平成28年度の実績は、城陽市8件、京田辺市65件、宇治田原町1件でありました。

二つ目の地域福祉計画の人材バンクの仕組みづくりにつきましては、定年退職者などが福祉・産業・教育分野のボランティアに登録していただくような仕組みづくりとなっております。具体例といたしましては、介護保険の地域支援事業の一つとして、介護予防運動リーダー研修会を社会福祉協議会へ委託し、毎年実施し、地域のミニサロン等で活躍していただく人材の育成に努めているところであります。

三つ目のシルバー人材センター設立に対する考えにつきましては、シルバー人材センターは、定年退職等の就業を通じて身につけられた労働力を活用し、それによって追加的な収入を得るとともに、みずからの生きがいや社会参加を希望する高齢者の方に対して、地域社会に密着した臨時的かつ短期的な仕事を組織的に把握し提供する高齢者の自主的な組織であります。

本町においても、こうしたシルバー人材センターの設置には、町の人口規模や就業の確保、また地元業者との競合、さらに、実施主体は一般社団法人や一般財団法人で、会員数100人以上かつ年間就業延べ人員数5,000人日以上が見込めないと国庫補助金を受けることができないこととなっております。非常に難しいと考えているところであります。

なお、これまでのところ、高齢者の方々からそのような声はお聞きしておりません。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 2点目の上玉川橋改良工事の進捗状況についてであります。まず、本工事につきましては、議員ご指摘のとおり、上玉川橋かけかえに伴い、約1年半に及ぶ車両通行どめにより、迂回や通学路の変更など、地域住民をはじめ多くの方々のご理解とご協力をいただき、工事を実施されているところでありまして、一日も早く工事が完成するよう京都府に対しお願いしているところであります。

ご質問の工事は順調に進んでいるかについては、現在のところ順調である

と伺っております。

次に、工事の進捗と今後の見通しにつきましては、第1期工事である左岸側の橋台は既に完成しております、現在、右岸側の橋台工事を施工中であります。

今後の予定については、施工中の右岸側の橋台の工期は平成30年5月31日までを予定しており、上部工や取り合い道路工事、護岸工事は、平成30年6月30日の完成に向け鋭意努力いただいているところであります。

以上です。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊 陽議員。

8番（中坊 陽） 1点目のシルバー人材センターについて、要望としておきますけども、現在のところでは仕事量その他で無理であるというような答弁でした。高齢者からもそんな話は聞いてないということでしたけども、私は高齢者の方の集まりの中では、いろんな機会では聞いています。まず、近隣でないのは笠置町と井手町だけだということ、先ほど28年度の実績のほかの施設への依頼状況を聞きましたけど、71件ですか、短期、長期あると思うんですけど。今は無理だという答弁でしたけども、くどくはなりますけど、検討できることがあれば検討していただきたい。かわるような組織でもいいんですけども、そういうことを要望して、質問を終わります。

議長（丸山久志） 次に、谷田利一議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田利一議員。

1番（谷田利一） 1番、谷田利一です。私の方からは1点、浸水対策についてご質問いたしますので、よろしくお願いします。

災害は忘れたころにやってくる、備えあれば憂いなし、常に災害に備えて準備しておく必要があります。

本町では平成27年に、玉水地区の浸水被害をなくすために、町長にご尽力いただき、川久保川の排水と逆流防止のため、上ノ浜樋門に排水管を国道24号に横断設置していただき、移動式ポンプ設置で排水ができるようになったことは、地元住民は安心して生活が送れると大変感謝しているところであります。

ところが、ことし10月の台風21号による被害が発生しました。数々の問題点が指摘されており、安心していただけなのに、これでは安心できないという声が上がっています。

そこで、次のことについてお伺いいたします。

一つ目、台風までに消防本部による訓練をされたと聞いていますが、作業時間に手間取ったとお聞きしていますが、実際の作業時間はどのぐらいの時間で設置できたのでしょうか。

二つ目、消防本部役員による訓練と聞いていますが、今回の台風では府からの協力にて排水作業をされたようですが、次回からも地元団員による作業は発生しないのでしょうか。地元の玉水区、南部区の消防団員は移動式ポンプの設置すら知らされておらず、実際の団員による訓練はまだされていないと思いますが、実際に水を使った訓練が必要だと思いましたが、今後のことについてお伺いいたします。

三つ目、さきの訓練の結果、数々の問題点があったと聞いています。急な堤防ののり面に重いホースを担ぎ上げての作業は困難なことから、ホース格納庫を上の方に持っていけないのか。今回の台風の時も、川久保川が満水の状態なので、格納庫のホースを出すことも困難だったようです。また、今回は除草状態だったのですが、幅が狭く、6本のホースが延長できる状態ではないようですし、ホースに草が巻きついて作業が困難だったというように聞いています。このようなことから、横断排水管から川久保川近くまでを、常設の排水管を設置していただくよう要請できないでしょうか、お伺いいたします。

四つ目、ポンプが届いても、6本のホースを6台では排水能力が弱く、今回も3本のホースでの排水だったようです。フルに6本のホースでの排水はできないのでしょうか。ポンプも電源車の2セット分が必要と思いますが、電源を樋門電源からとることはできないでしょうか、お伺いいたします。

五つ目に、以上のような数々の問題点から、有事のときは、晴天ではなく荒天時に夜間では実際作業ができるのか心配です。せっかく設置していただいた排水対策が宝の持ち腐れにならないように思いますし、今回の台風21号では、「やるだけのことはやっているが、これ以上は水が引くまで待たないとしょうがない」と聞いた住民もおります。これでは住民は納得しません。農地はもちろん、工場やマンションでの浸水被害が発生しています。より住

民が安心できるように改修・対策をお願いしたいと思いますが、今回の台風 21 号の結果も踏まえて、町長の総合的な見解もお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、今回の台風 21 号による排水ポンプ車の効果検証についてお答えいたします。

本年 10 月の台風 21 号において、木津川の水位が上昇してきたことにより町内の樋門が閉鎖され、川久保川の水位が上昇してきたことから、木津川へ排水するために京都府に対し排水ポンプ車の出動を要請し、国により設置していただいた国道 24 号にある横断管にて 3 本のホースラインで約 27 時間にわたる排水活動を実施していただきました。

前回、冠水被害が発生した平成 25 年の台風 18 号と比較いたしますと、雨量はあまり変わらない状況でありましたが、上之浜樋門が閉鎖していた時間は、平成 25 年の台風 18 号は約 13 時間、今回の台風 21 号は約 2.4 倍の約 31 時間と長時間であったにもかかわらず、冠水範囲や被害の減少は排水ポンプ車の効果によるものと考えております。

しかし、上之浜樋門からの距離による本数問題や、堤防敷の急な勾配、出動要請をしてから排水までの時間等、作業をしてきたことにより課題も見えてきました。後ほど担当より答弁いたさせますが、これらの課題解決のため、直ちに国や京都府に対し要望を行ってまいりました。既に国や京都府からは前向きな回答をいただいておりますが、今後も住民の安心・安全のために努力してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 一つ目の訓練時の作業時間につきましては、消防団員にて直径 20 センチ、延長約 100 メートルのホース 2 本を設置していただき、その所要時間は約 30 分でありました。

二つ目の今後の訓練等につきましては、本年 10 月中旬、京都府において排水ポンプ車を上之浜樋門に出動させ、国道 24 号の横断管を利用した実践的な排水訓練を実施していただきました。排水ポンプ車の機器の操作やホースの接続などにつきましては専門業者が直接行うとのことでありまして、今

回の台風21号の際にも、排水ポンプ車の全ての操作は専門業者が実施し、消防団については、現地にて河川水位の情報伝達や交通整理などを中心に活動していただいたところであります。これらのことを踏まえながら、今後どのような訓練を実施していくことが効果的なのか、検討してまいりたいと考えております。

三つ目の川久保川近くまでの排水管の設置についてであります。上之浜樋門から横断管においては、ホースライン1本につき2台のポンプで排水した方がより効果的であるとの専門業者の見解から、今回、6台のポンプを使用し、3本のホースラインにて排水活動を実施していただいたところであります。

四つ目の樋門の電源を利用することにつきましては、排水ポンプ車にはポンプの台数分の電源が搭載されているとのことでありますので、樋門から電源をとる必要はないものと考えております。

五つ目の台風21号を踏まえて改修・対策につきましては、先ほどもお答えいたしましたとおり、課題が見えてきたことにより、国に対して改善要望をしてきたところであり、先日、国から、急勾配の堤防部分で作業せずとも横断管とホースを堤防下で接続できるようにパイプを延長する、また、その横断管の継手までの通路を舗装し車両が通行できるよう整備するとの回答をいただいたところであります。さらに、国の排水ポンプ車についても、早く出動要請をすれば現地向かうとの回答も得ているところであり、大型の排水ポンプ車についても現地確認の上、回答いただくこととなっております。

また、京都府に対しても、排水ポンプ車の出動要請が重複した場合にでも必要な箇所に出動できるように、当該車両の増車について要望してきたところであり、これについても、先日、増車のため予算化すると回答を得てきたところであります。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田利一議員。

1番（谷田利一） ただいまご答弁いただきまして、ありがとうございます。

国等に対して改善要望を強くご尽力いただいているということは十分にうかがえました。私どもは当初、消防団員が全部ホースを設置するのかなと思っただけですけれども、専門業者がするというので、よく理解できました。

次については、ご要望ということでお願いしたいと思います。今回の21号の浸水の際に、あと少し水がふえれば、消防団員が待機していました玉水公民館がもう浸水近くまで来ていたということで、近くのライフプラザ木津川のマンションの地下の駐車場も浸水しました。そういうところから、ライフプラザ木津川の管理者から、ここの公園の使用許可を要請されて、一応、区の方で承諾したという結果もありますので、団員等からも意見が出ていて、玉水公民館ももう浸水も近くなってきたら、行政とライフプラザ木津川との提携というのをしていただけませんか。ライフプラザの2階から5階までを一時避難として、近隣の住民さんが玉川保育園まで行くのはちょっと遠いんじゃないかということで、一時的に2階から5階までを使えるように提携をしていただけたらありがたいなという要望をいただいていますので、お願いしておきたいと思います。

あと1点、玉水の区民の皆さんは、28年の水害の被害を受けられた方がほとんど高齢になられておられます。その中で、庁舎が予定されている高台への移転というものは十分考えられるんですけども、残された玉水の住民も、高台へ行きたいという気持ちでいっぱいの高齢者がおられます。そういう方のために、どうしても玉川保育園等の避難が難しいということから、庁舎が高台へ行くようであれば、庁舎の跡をそのままにもらって、防災タワーのような一時避難できるような、そういうのに利用させていただけたらということも住民からも聞いていますので、要望しておきたいと思います。

これで私の質問を終わります。

議長（丸山久志） 次に、木村武壽議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 10番、木村武壽です。いつもありがとうございます。通告に基づきまして一般質問をいたします。1点目につきましては、今年の災害による土木施設の復旧工事についてと、2点目は、玉水駅の巨石の対応及び工事の進捗状況についてであります。

1点目につきましては、今年の災害による土木施設の復旧工事についてであります。

毎年、台風シーズンが来ると、大変不安な日々が続きます。地震・雷・火事・親父のことわざがありますように、日本列島どこに住んでいても避ける

ことができない自然災害が発生しております。

日本気象協会の記録を見ますと、ことしの8月には台風が頻繁に発生し、お盆ごろから週に一、二度ペースで台風が日本に上陸しました。台風が8月中に4個上陸するのは過去最多となり、1962年以来54年ぶりの多さとなっております。異例なケースも多々ありますが、大雨災害による甚大な被害があらこちらで出ました。

本町でも、ことしは台風の影響で道路、河川等で被害が多く出ていますが、災害による土木施設の復旧工事について、どのような状況かお尋ねいたします。

続きまして、2点目、玉水駅の水害時の巨石の対応についてであります。

朝、JR玉水駅の前を毎日通ることがあります。玉水駅橋上化新築工事も順調に進んでおりまして、完成風景の描かれたバリケード等を見ておりまして、明るくて、人と人との話し声が聞こえてくるような楽しい雰囲気になっております。多くの住民から、「早く完成したらいいのにな」、「とても楽しみだ」との声も聞いております。その反面、「28年水害の置き土産の大きな石はどうするのか」という声も聞こえてきます。

6月の岩田議員の一般質問において、「水害遺構の石の処理について」という質問に対しまして、JRから、「地元意見を尊重し、撤去ではなく別の場所に移設する方向で協議したい」と連絡があったと答弁されておりますが、その後どうなっているのかお尋ねいたします。

また、玉水駅橋上化新築工事の進捗状況と、玉水駅前の府道上狛城陽線における工事の進捗状況をお尋ねいたします。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 木村議員のご質問にお答えいたします。

1点目の今年の災害による土木施設の復旧工事についてであります。まず、災害原因につきましては10月21日から23日の台風21号によるものでありまして、公共土木施設災害の補助分が3カ所で、町道35号線は路肩崩壊16メートルとのり面崩壊21メートルの2カ所、町道35-27号線ののり面崩壊9メートル1カ所、単独分は町道35号線の道路の陥没と路

面の深掘れの2カ所であり、全て道路災害であります。

状況につきまして、補助分の3カ所は現在、国の災害査定を受けるための準備をしているところでありまして、災害査定は平成30年1月22日に予定されております。査定決定後は、国の着工承認を得まして工事を発注する計画をしておりますが、工期を確保するため繰り越し承認が必要ではないかと考えております。単独分の2カ所につきましては、今回の補正予算を議決いただければ、速やかに発注したいと考えております。

2点目の玉水駅の水害時の巨石の対応についてであります。6月議会で答弁したとおり、町としては移設して保存いただくようJRに要望し、その方向で協議を行ってきたところ、本年11月9日にJRより、「玉水駅下りホームで引き続き保存していくこととし、より多くの方が駅の外からも見学できるよう改善したい」との回答を得たことから、そのようにしていただけるものと考えております。

また、玉水駅橋上化新築工事と府道上狛城陽線における工事の進捗状況につきましては、まず橋上化工事については、現在、橋上駅舎と自由通路の新築工事を行っているところでありまして、平成30年12月には新駅舎と自由通路の供用開始を予定しております。その後、仮駅舎と跨線橋の撤去工事、ホームの上屋増築工事を行い、平成31年秋ごろには完成する予定であります。

次に、府道上狛城陽線における工事の進捗状況については、京都府より、昨年度に北垣内踏切より北側の水路工事が完了し、今年度、引き続き北垣内踏切より南側の水路工事を発注する予定と伺っております。既に用地買収は全て完了しており、事業の完了予定は平成31年度末と伺っております。

以上です。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 木村武壽議員。

10番（木村武壽） 再質問というよりか、要望しておきます。どの工事も、土木工事というのは大変な工事でございますので、安全第一でできるように行政の方から指導していただくことをお願い申し上げまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

議長（丸山久志） 次に、岡田久雄議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 岡田久雄議員。

3番（岡田久雄） 3番、岡田久雄です。事前に通告しておりました3点につきまして、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、京都府立特別支援学校建設の進捗状況等について質問いたします。

平成32年4月開校予定で、京都府立特別支援学校の建設に向けての周辺公共工事等が現在実施されています。今までにも他の議員が、支援学校の建設に向けての取り組みなどについて、定例議会や予算特別委員会、決算特別委員会を通して質問されております。また、住民の皆様においても、2年4カ月後に迫った開校に向けて、日々強い関心を持たれています。

そこで、再度ではありますが、次のことについて質問します。また、本日の京都新聞に、支援学校建設が1年延びるというのが載っており、大変驚いておりますが、よろしく願いいたします。

まず一つ目に、支援学校の規模や概要、また、いつごろから支援学校の建設工事が始まるのか、建設のスケジュール並びに現在の進捗状況について。

2、生徒の通学範囲や生徒数、送迎バスの台数について。

3、本町の生徒と支援学校の生徒との交流について、今までに交流されたことがあるのか、また今後の交流等の考えについて。

4、建設工事に伴うダンプカー等の建設車両の進入道路について。

5、支援学校建設に向けての公共事業として、新四郎山グラウンド横の道路拡幅工事や水路の移設工事が現在実施されています。その工事の目的と概要及び工事期間や現在の進捗状況について。また、支援学校建設に向けて、本町では今までにどのような公共工事をされたのか。そのほかにも本町として取り組む公共工事の計画があるのか、お伺いいたします。

次に、成年後見制度の利用促進について質問します。

成年後見制度は平成12年に創設された制度ですが、認知症、知的障害、精神障害等によって判断能力が十分でない方が不利益を受けないようにするため、その方を援助する人を家庭裁判所が選任し、法律面や生活面で支援をする制度であります。現在、制度の利用対象となり得る方は、全国で900万人と推定されています。

このような状況の中、平成28年4月、成年後見制度の利用の促進に関す

る法律が成立し、翌月の5月に施行されました。この法律が制定された背景には、認知症、知的障害その他の精神上的の障害があることにより財産の管理や日常生活に支障がある人たちを社会全体で支え合うことが喫緊の課題であり、成年後見制度がこれらの人たちを支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないという状況があります。

現在、成年後見制度の担い手は親族が約3割、親族以外の第三者が約7割という状況であると聞いています。今後、市町村が果たさなければならない役割は重要となっています。

そこで、次のことについて質問します。

1、成年後見制度に対する本町の考え及び、本町には成年後見制度が必要とされている人は何人程度おられるのでしょうか。また、成年後見制度の本町の現状についてお伺いします。

2、成年後見制度の本町としての取り組み及び役割について。

3、成年後見制度利用促進法や国の基本計画を受け、本町としては、いつまでに基本計画を策定されようと考えているのか。

次に、国民健康保険広域化の影響について質問します。

平成30年度から国民健康保険は、都道府県が保険者となり財政運営の責任主体となり、都道府県が市町村から納付金を集め、その集めた納付金と国・府の負担分を財源に、保険給付に必要とする金額を各市町村に全額交付する形になっていると伺っています。京都府は新制度に向け納付金などの試算を行っているようですが、広域化になると保険税が上がるのではないかと被保険者から心配の声も上がっています。

本町の国保会計の財政状況は、平成28年度においても一般会計からの法定外繰り入れによる補填、翌年度予算の繰上充用となっています。しかし、高齢者や低所得者の加入割合が高く、被保険者から保険税増額の負担は厳しい状況と思われれます。

そこで、次のことについて質問します。

1、平成30年度の納付金や標準保険料率の算定方法について。

2、納付金算定により保険税が増額となった場合、一般会計から法定外繰り入れは考えておられるのか。

3、市町村に配分される国の保険者努力支援制度交付金とはどのような制度なのか。

以上、よろしくお願ひいたします。

議長（丸山久志） 答弁願ひます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 汐見町長。

町長（汐見明男） 私の方からは、3点目の国保の財政運営の考え方についてお答えいたします。

本町の国民健康保険被保険者の状況を見ますと、無職や収入の少ない方が多くおられ、京都府より示されている保険税率で課税すれば、今以上に被保険者の負担が増加することから、私の任期中である平成30年度の不足分は、一般会計からの法定外繰り入れにより対応してまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠） 3点目の国民健康保険広域化の影響についてありますが、一つ目の平成30年度の納付金や標準保険料率の算定方法につきましては、京都府が医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮し納付金の額を決定し、京都府が設定する標準的な算定方式等に基づいて市町村ごとの標準保険料率を算定するということになっております。

二つ目の納付金の仮算定につきましては、11月に京都府において納付金及び標準保険料率の仮係数に基づく秋の試算が行われてきたところでありますが、国提示の仮係数、各市町村の平成30年度予算見込みなど、今後変動が見込まれる数値を用いるとともに、平成30年度から新たに投入される公費の一部は未反映となっていることから、まだ不確定要素がある数値ではありますが、今回示された試算では、平成28年度実績との比較で約1,900万円の保険税が不足するとの結果が出ておりますが、今後、1月に最終の納付金額、標準保険料率が提示されることとなっております。

三つ目の、市町村に配分される国の保険者努力支援制度交付金とはどのような制度なのかにつきましては、国民健康保険制度では、医療費適正化への取り組みや国民健康保険が抱える課題への対応等を通じた保険者機能をより発揮しやすくするなどの観点から、保険者努力支援制度を創設し、適正かつ客観的な指標で評価し、保険者としての努力を行う自治体に対し交付金を交付することで、国民健康保険の財政基盤を強化することとされた制度であり

ます。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） 1点目の京都府立特別支援学校建設の進捗状況等についてであります。京都府教育委員会にお尋ねしたところ、一つ目の支援学校の規模や概要につきましては、敷地面積が約2万2,000平方メートル、延べ床面積は約1万2,000平方メートルで、校舎棟は鉄筋コンクリート造、地上4階建て、体育館棟は鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）、地上1階建てとなります。造成工事は平成30年1月から、建設工事については平成31年度中の着工を予定していると聞いております。

次に進捗状況ですが、造成工事については現在発注手続を進めており、建設工事については実施設計中であると聞いております。なお、造成計画の変更及び軟弱地盤対策への対応が必要となったため、全体スケジュールにおくれが生じており、開校時期が平成33年度になると聞いています。

二つ目の通学範囲等につきましては、新設される支援学校は、本年度249名の児童・生徒が学ぶ南山城支援学校をはじめとした、今後の府南部地域における児童・生徒数の増加に対応するため整備されるものと聞いております。そのため、開校に当たっては南山城支援学校の児童・生徒が転校されることとなり、その通学区域については、南山城支援学校の校区である京田辺市、木津川市、綴喜郡、相楽郡のうち、所在地である綴喜郡、京田辺市を中心とした範囲で検討中と説明をいただいているところであります。

また、開校当初における児童・生徒数やバス台数につきましては、通学区域とあわせて現在検討されている状況であります。今後、最大で200名程度に対応する学校として計画されていると伺っております。

三つ目の支援学校との交流につきましては、現在、夏の地域学校、クリスマス会、卒業・進級を祝う会等の行事において、本町在住の支援学校児童・生徒との交流を、年間を通して進めているところであります。また、両小学校の5年生児童と中学校の支援学級生徒は、城陽支援学校での交流も実施しております。

交流学習を実施するに当たっては、障がいについての理解を深めるため、児童・生徒の発達段階に応じて学習を進めたり、交流前に事前学習を行ったりするとともに、教員も支援学校の先生を講師に招いて校内研修も実施して

おります。

さらに、リオデジャネイロパラリンピックで銀メダルを獲得し注目を集めたボッチャを活用して、スポーツでも交流が進むよう取り組みを進めているところです。IDE ゆうゆうスポーツクラブにおかれましても、南山城支援学校の教員を講師として招き、ボッチャ並びに卓球バレーの教室を先導的に開催されましたが、このような取り組みを基盤に円滑に交流を進めていくために、井手町教育委員会といたしましては、各種団体の協力も得ながら、開校に向けて交流が一層進んでいくよう取り組んでいきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 四つ目の建設工事に伴うダンプカーなどの建設車両の進入道路につきましては、京都府の工事ではありますが、運搬経路は基本的に国道24号から府道東井手線、町道3号線を通るルートを計画されておまして、去る9月27日に山城勤労者福祉会館において沿線住民の方々などに説明会を開催され、ご理解を得られたところであります。また、周知については、お知らせビラや予告看板、工事看板などを用いて徹底したいと伺っております。なお、小型トラックなどは、工事の進捗に合わせ府道上狛城陽線多賀バイパスを通ることがあると伺っております。

五つ目の支援学校建設に向けての公共事業の目的と概要、工事期間、進捗状況につきましては、町道3号線の府立勤労者福祉会館から新四郎山グラウンド入口付近の間及び町道29号線第1工区については、通学路の安全対策を目的として、現況幅員5メートルを計画幅員9.5メートル、2車線片側歩道の道路に拡幅するものであります。また、町道3号線新四郎山グラウンド入口付近から府道上狛城陽線の間は、開発基準に基づき計画幅員6.5メートルの道路に拡幅するものであります。

工事期間は、町道3号線と町道29号線第1工区は平成30年度末の完成を予定しており、最終工事となる舗装工事は開校までに完了する計画であります。

進捗状況は、町道3号線全体計画延長約880メートルのうち、発注済み延長530メートルであります。次に、町道29号線第1工区の計画延長は約375メートルで、土工については全て発注済みであります。残工事として擁壁工、側溝工、舗装工などがあります。また、ライフラインである上

下水道工事も予定しておりまして、本年から上下水道の整備工事に着手し、開校までに整備を完了する予定であります。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長(寺井佳孝) 2点目の成年後見制度の利用促進についてありますが、一つ目の成年後見制度に対する本町の考えにつきましては、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し支援するためには大変重要な制度と考えております。本制度が必要な方に対し各種福祉サービスの提供ができるよう、井手町社会福祉協議会などの関係機関と連携を図りながら、対象者等の把握に努めているところであります。

次に、本制度が必要な方の人数につきましては、現在、本制度の利用に向けたケースとして3名の方が挙がっております。次に、本町の現状につきましては、平成29年6月末時点で本制度を利用されている方は15名であります。

二つ目の本町としての取り組み及び役割につきましては、まず、住民の方などを対象に成年後見制度の理解を深め利用促進を図るため、昨年12月16日に井手町社会福祉協議会と井手町地域包括支援センター共催での住民向け講座を開催してきたところであります。

次に、申し立てのできる配偶者や2親等以内の親族がいない方などに対する支援策として、町長申し立てがあります。また、制度の利用に当たり必要となる費用を負担することが困難な方に対する助成金の支給を実施しております。今後も、本町としては、成年後見制度の普及啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

三つ目の基本計画の策定につきましては、今後、国から計画策定に関する具体的な内容が示される予定と伺っておりますので、その内容を踏まえ計画策定について検討してまいりたいと考えております。

議長(丸山久志) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 岡田久雄議員。

3番(岡田久雄) まず、1点目の府立特別支援学校の建設の方でございませうけれども、京都府の方から1年間延びるということをいつごろに報告があ

ったのかお聞きしたいと思います。できれば、その延びた理由をもう少し詳しく教えていただければなというふうに思っております。

次は要望なんですけれども、国保の方でございますけれども、これ以上の負担は住民にとって大変厳しいものがございますので、ただいま答弁いただきましたようにご配慮いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。その1点を要望させていただきます。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中島教育次長。

教育次長（中島一也） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、府の方からいつ報告があったかということでございますけれども、昨日13日に京都府教育委員会から京都府議会へ報告されたということで、それとあわせて本町も報告を受けております。

あと、延びた理由につきましては、まず造成計画の変更につきましては、搬出土量削減のためとのことでありまして、当初は学校敷地全体をフラットに造成する計画でありましたが、敷地を2段に造成することで搬出土量が削減でき、ダンプトラックの走行台数や期間を可能な限り削減するよう努めたということで伺っております。

また、軟弱地盤につきましては、学校敷地北西側に軟弱地盤があることが判明したということで、工法の変更等で構造物を不要とし、沈下を防止するような地盤改良を実施するといった対策を講じる予定だというふうに伺っているところでございます。

以上です。

議長（丸山久志） この際、暫時休憩します。11時20分より再開します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時20分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

岩田 剛議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岩田 剛議員。

4番（岩田 剛） 4番、岩田 剛です。既に通告しておりますとおり、3点について質問をいたします。

まず1点目ですが、防災対策と消防団員の確保についてということでございます。

最近、地球温暖化現象の影響と思われる異常気象が多発しております。ここ数年、全国各地で今までに経験したことのない大災害が発生しております。本町は木津川と四つの天井川に囲まれており、大雨による災害が大変心配されます。ことしも、先ほども話ありましたように、台風21号の大雨によりまして、収穫期を迎えた稲の田んぼが広範囲に冠水し、収穫に大きな影響が発生しました。この災害による被害を少しでも減らし、安心して生活できる環境整備が極めて大切であります。

また、災害発生時に即時対応いただける消防団の存在は大変大きいものがあります。しかし、最近急速に進展しております少子高齢化は、数年後には若手団員の確保が非常に困難になると予想されます。本町として、近い将来の消防団の運営についてどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

そこで、次の点についてお伺いします。

1点目、現在進められている内水排除のための樋門ほか施設整備の状況についてお尋ねいたします。水による被害防止のため、内水排除施設の整備は喫緊の課題であります。整備状況についてお伺いします。

それから2番目に、消防団員、現在236名となっておりますが、これの確保策、それから運営についてであります。

一つ目に、現在の団員の年齢構成をお伺いします。20歳代と30歳代、40歳代、各年代の人口構成率がどれぐらいになっているのか。

それから2番目に、入団可能年齢の男性、18歳以上の男性ですが、それの人口について。さらに、5年後、10年後の見込み数についてお伺いいたします。

去年生まれた新生児が38名ということで、非常に少なくなっております。ここ1年間に生まれる子どもの数は30人台というふうな状況が続いております。あと四、五年たちますと、小学校の生徒数がかくんと減るというふうな事態が見込まれます。さらに、その人たちが18歳になるころには、非常に若手の数が減りますので、消防団員の数を確保するのが非常に困難になるだろうというふうに思います。

それで、提言であります。女性消防団の創設について検討を始めたかどうかというふうに思います。いろいろ問題はあろうかと思いますが、女性

消防団について、ひとつ検討を始めたらいかがかなと思います。

それと、この21号の台風で、先ほども説明ありましたように、林道がかなり荒れております。今これから復旧工事を始められるということですが、現在、通行できないというふうな状況が続いております。これは工事期間が相当かかりますから、相当の期間、車が入れない状況が続きます。もし山林火災が発生したら、消防車が近くへ行けないというふうな状況になります。

そこで、これだけ山林の多い町でありますので、被害状況把握のためにドローンを導入してはどうかというふうに思いますが、ほかの地域のことも考えないといけません。現在、ドローンを導入している市町村がどれぐらいあるのか、その辺もお伺いしたいと思います。

それから2点目に、白坂地区の工業団地の工場誘致状況についてであります。

多賀白坂地区における工場用地の造成につきましては、本町にとって、町の活性化はもちろん、人口増加策、税収確保のための大きなプロジェクトであります。現在進行中の第二名神の完成により、交通アクセスが格段に向上し、数年後には京都南部における物流の起点として大きく発展が見込める地域となることが期待されます。

そこで、1点目、造成工事の完了時期についてお伺いします。

それから2点目につきましては、井手町域の現在の進出企業数と進出を希望されておる企業数を教えてください。

それと3点目に、従業員の地元雇用者数、今現在どれぐらいの地元雇用があるのか、将来の地元雇用の見込み数はどれぐらいあるのか。

それから4点目、これは非常に算出困難かも知れませんが、税収増加の見込み額ですね。どれぐらい想定しておられるのか。

それから5点目として、町内への転入者増加策としての住宅地の造成についてはどのように考えておられるのかをお伺いします。

それから3番目に、JR奈良線複線化工事の進捗状況についてであります。

これは先ほどご説明ありましたので、ダブるところは返答は結構でございますが、1点目、複線化工事の完了予定時期、それから駅舎の建てかえ工事の完了時期、それから複線化工事の完了による経済効果ですね。どれぐらいの経済効果が見込めるのか。それから4点目に、複線化工事完了により利便

性がよくなることにより、ほかの市町からの転入者増加が見込めるとは思いますが、何人ぐらいの転入者増加を見込んでおられるのか教えていただきたいと思ひます。また、観光客の増加も期待されます。年間何人程度の増加が見込めるのか、この点についてもお願いしたいと思ひます。

以上であります。

議長（丸山久志） 答弁願ひます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の防災対策と消防団員の確保についてであります。一つ目の内水排除のための樋門ほか施設整備の状況につきましては、まず、樋門改修には多くの時間と多額の費用が必要なことから大変困難でありましたが、町内の4樋門について国や京都府などに要望を重ねた結果、全ての樋門を改修していただくことができ、洪水に対する安全性が飛躍的に向上し、国や京都府などの関係機関に対し大変感謝しているところであります。

ご質問の上ノ浜樋門については、先ほど谷田利一議員にお答えしたとおり対策を講じているところであります。

下ノ浜樋門については、改築は終わっており、横断管の布設については、平成26年9月議会で岩田議員のご質問にお答えしたとおり、用地買収の協力が得られなかったことからピットなどの周辺整備に至らず、強制排水の対策を講じてもらうことができなかったということでもあります。

鐘付樋門については、国道24号の右折レーンの工事にあわせて改築をしていただいております。

2点目の白坂地区工業団地の工場誘致状況についてであります。一つ目の造成工事の完了時期につきましては、井手町域は第3工区の整備が完了すれば全て完了しますので、本年12月末の完了予定と伺っております。なお、開発地全体の完了予定は平成30年6月と伺っております。

二つ目の井手町域の現在の進出企業数と進出希望企業数につきましては、井手町域の区画数は7区画でありまして、3社は既に稼働しておりまして、残る4区画につきましても、2区画は進出企業が決定し、2区画も近々決定予定と伺っております。

三つ目の従業員の地元雇用数、将来の地元雇用見込み数につきましては、

まず管内の雇用情勢は、本町が区域に含まれるハローワーク京都田辺に確認しましたところ、10月分の管内全体の有効求人倍率は0.91倍で、井手町は1.85倍となっており、管内で一番高い求人率でありまして、白坂テクノパーク内の企業の募集による影響も大きく寄与していると考えられます。

ご質問の地元雇用数については、白坂テクノパーク内で操業されております企業でつくられた京都山城白坂テクノパーク連絡協議会に確認したところ、平成29年11月末現在、正社員、パートなどを合わせた総従業員数290人のうち、操業開始に合わせ雇用された地元雇用者数は37人とのことでありました。また、現在操業されている企業の将来的な地元雇用見込み数は約150人と伺っております。

五つ目の町内への転入者増加策としての住宅地の造成につきましては、本町としては住宅地をはじめとする開発適地拡大のため、宇治木津線の新設を国に強く要望していることから、道路建設に合わせて住宅地の開発も進むものと考えております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 1点目の防災対策と消防団員の確保についての、二つ目の消防団員の確保策・運営につきましては、まず、消防団員の20代、30代、40代の人数及び男性での人口構成率は、20代、46名、11.89%、30代、90名、22.90%、40代、85名、16.97%であります。

次に、入団可能年齢の男性で18歳の人口につきましては、現在49名、5年後は36名、10年後は27名と見込んでおります。

年々、若者の人口も減少傾向にあることから、消防団員の確保にはそれぞれの支部にてご苦勞いただいている状況であります。女性消防団員について消防団に伺いますと、現在のところ、消防・防災活動や訓練内容などから、男性での消防団体制で活動していればとのことでもあります。

本町といたしましても、今後もこれまで同様、各地域にて消防団にご協力いただきながら、地域防災力のかなめである団員の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、山林の被害状況の把握のためのドローンの導入につきましては、災害用や広報用などもあると聞いておりますが、現在、府内の市町村で保有し

ているのが4団体、専門業者と協定締結をしているのが3団体でありますので、今後、これらの団体の使用状況などを調査してまいりたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 乾税務課長。

税務課長(乾 浩朗) 2点目の白坂地区工業団地の工場誘致状況についての四つ目の税収増加の見込みにつきましては、開発前と比べますと、平成29年度までの税収増加といたしましては、2社が進出したことに伴いまして約1,700万円の増収効果が出ております。さらに、平成30年度には新たに1社が課税対象となり、平成31年度以降にはさらに数社の進出が見込まれますので、今後も白坂地区に企業が進出することに伴いまして、一定の税収の増加効果が見込めるものと考えております。また、進出企業による地元雇用の促進が図られることにより、従業員の所得向上に伴う個人住民税の税収増加も見込めるものと考えております。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章) 3点目のJR奈良線複線化工事の進捗状況についてであります。一つ目の複線化工事の完了予定時期につきましては、JR西日本にお聞きしましたところ、第二期複線化工事につきましては、平成35年3月までの完成に向け事業に取り組んでいるとのことであり。なお、井手町内の複線化区間につきましては、平成32年3月までの完成に向け事業に取り組んでいるとのことであり。

二つ目の玉水駅の駅舎建てかえ工事の完了時期につきましては、平成31年秋ごろの完成予定であります。

三つ目の複線化工事完了による経済効果につきましては、具体的な数値はわかりませんが、複線化工事が完了することで、運行ダイヤの安定がより一層図られるとともに、奈良線への信頼性が向上するものと考えていることから、一定の経済効果が見込まれると期待しております。

四つ目の複線化工事完了による転入者や観光客の増加人数につきましては、具体的な数値を見込むことは難しいと考えますが、転入者では複線化工事完了だけではなしに、白坂地区等への企業進出による雇用創出の拡大、また木津川右岸宇治木津線の完成による住宅地をはじめとする開発適地拡大により

まして、新興住宅地の開発誘導や空き家の利活用を含めた定住促進策や子育て支援などを一体的に取り組むことにより、人口減少に歯どめをかけたいと考えております。

また、観光客につきましても、現在、交流人口50万人に向けさまざまな観光施策を展開しておりますが、複線化工事の完了による利便性の向上は目標達成に向けた大きな原動力になるものと考えております。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 岩田 剛議員。

4番（岩田 剛） 白坂地区の町内雇用について、白坂地区に進出される企業の新しい社員の募集について、町内の方に、いついつどこの会社がこういう職種で募集していますよというふうな案内を、町の広報を通じて住民に知らせてあげるといふようなことが必要じゃないかなと。いつ募集あったのかわからんというふうな状況の中で町もいるというふうなことにならないように、どこの会社がいつ募集しているかということがわかるように、住民に周知できるように、できるだけ広報を活用していただきたいというふうに思います。

それと、消防団員の件ですが、先ほどご回答あったように、どんどん若い人は減ってきますので、その中で、本当に消防団員は250名必要なのかどうかという議論もありますけども、現在の236人を維持するのもなかなか大変じゃないかなというふうに思います。それと、50歳になってまだ元気な人もたくさんいますから、定年の延長ということも考えて、要は消防団員があまり減らないようにしていただかないと、どんどん世話のかかる人がこれからふえていきますから、これが減ると物すごく住民生活に影響を及ぼしますので、これについては本当に長期的な視点で見ていただいて、消防団員をきちっと確保できるような方策を具体的に練っていただきたい。報酬を上げるとか、方策はいろいろあると思いますけども、考えていただきたいと思います。

それから、女性消防団員しかできないようなことがあるかもわかりませんので、その辺も検討いただいて、消防団の意見も大変大事だと思いますけど、町としてその辺のことも十分検討いただいたらどうかなというふうに思います。

複線化工事に関して経済効果ということで質問をしておりますけれども、長期計画というのを井手町は持っておりますから、長期の計画にきちっとはまっていくように、数字がうまくはまっていくようにやって、とりあえずふやします、ふえるでしょう、ふえるであろうなどということではいかんと思いますので、その辺、できるだけ具体的に目標を決めてやっていただけたらというふうに思います。

以上で終わります。

議長（丸山久志） 次に、村田忠文議員の質問を許します。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） 6番、村田です。事前通告しております1点について、質問をいたします。

山城多賀駅前へ進出予定の商業施設についてであります。

近年、全国的にも買い物弱者がふえています。買い物弱者とは、高齢化や単身世帯の増加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、高齢者を中心に、食料品等の日常の買い物に困難な状況に置かれている人のことです。

井手町においても少子高齢化、人口減少を背景に、小売店は経営者の高齢化と後継者不足の問題に直面しており、商店街、繁栄会は衰退の傾向にあります。その一方で、自動車を保有しない高齢者、仕事があったり子育てが忙しかったり、昼間買い物に行きたくても行けない主婦など、交通弱者の生活環境インフラの問題はますます増加していきます。

そのような中、山城多賀駅前において株式会社プラントが商業施設の進出に向け地権者の同意を得るため、協力依頼に回っているとお聞きします。地域住民は買い物環境の向上に期待している反面、大型商業施設の進出により地域の中小小売業者が衰退するのではとの心配もあります。

いずれにしても、地域生活インフラ上の課題に取り組む上で、住民のニーズに向き合い、民による公共の環境整備も必要になってくると思います。

そこで、次の5点についてお伺いします。

①山城多賀駅前の地権者に協力依頼している株式会社プラントの規模、業種について。

②株式会社プラントから商業施設進出について町に説明があったのか。また、計画されているスケールは把握されているのか。

- ③町としては商業施設進出についてどのように考えているのか。
 - ④現在の進捗と今後の見通しについて。
 - ⑤既存の商店街に対する支援についてはどのように考えておられるのか。
- よろしく申し上げます。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 汐見町長。

町長（汐見明男） 山城多賀駅前へ進出予定の商業施設について、私の方から基本的な考え方についてお答えをさせていただきます。

本町では、人口減少に伴う消費者の減少や、経営者の高齢化、後継者不足などの理由による小売店の廃業や既存商店街の衰退が進んでいる状況にあります。

平成27年度の井手町地域創生計画策定時に行った、町内の女性782人を対象としたアンケート調査では、井手町に住みにくいとを感じる理由について、買い物など日常生活が不便であるとの回答が77.6%と突出して多かったこと、また、本町を転出した女性541人を対象としたアンケート調査においても、不満を感じていたこととして、買い物など日常生活が不便であるとの回答が69%と突出して多かったことから、町内に生活用品や食料品がそろう大型商業施設が進出することは、住民の生活の利便性向上や人口減対策に大きく寄与するものと考えております。したがって、町としては前向きに誘致を検討してまいりたいと思っております。

また、大型商業施設の創業によって既存商店等への影響が懸念されることから、町の財政状況にかかわらず継続的に支援できる対策を講じてまいりたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） ご質問一つ目の株式会社プラントの規模、業種につきましては、会社のパンフレットによりますと、東京証券取引所第一部に上場されている資本金約13億6,000万円の規模で、北陸地方を中心に全国に24店舗を展開されている企業であり、業種は「一度のご来店で生活に必要なすべての買い物が完結できる」とうたわれている大型商業施設であります。

二つ目の町への説明、計画は把握しているのかにつきましては、当初、株

式会社プラントから、山城多賀駅前で生活用品や食料品などを取り扱う大型商業施設の建設が可能かどうかを調査中であるが、井手町として、このような施設が立地することは可能であるかとの問い合わせがありました。町としては、土地所有者の意向が第一であることから、まずは土地所有者の協力が得られた段階で具体的な相談に乗っていきたいと答えたところでありました。その後、株式会社プラントの関係者が来庁され、開発に必要な範囲の土地所有者の同意が得られたとの説明があったことから、法手続を行うのに必要な事前協議を行うための図面などの資料の提示を求めたところでありました。

三つ目の、町として商業施設進出についてどのように考えているかにつきましては、先ほど町長が答弁されたとおりであります。

四つ目の現在の進捗につきましては、先ほどもお答えしましたが、開発に必要な範囲の土地所有者の同意を得られた段階と伺っております。今後の見通しにつきましては、山城多賀駅周辺地域は、平成28年度の井手町都市計画マスタープランの改定の際、募集したパブリックコメントで、「商業的な土地利用をできるようにしてほしい」や「にぎわいのある駅前にしてほしい」などのご意見をいただいたことから、商業的土地利用を行う地域と位置づけており、今後は開発が可能な地域となるよう、地区計画策定のため京都府との協議を進めるとともに、農振農用地除外のための法手続などを進めてまいりたいと考えております。なお、開業は順調に進んでも約4年後になるものと思っております。

五つ目の既存の商店街に対する支援につきましては、先ほど町長が答弁されたとおりであります。

以上です。

議長（丸山久志） 再質問ございませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） 場所的なことなんですけど、規模にもよるんですけども、大体どれぐらいの規模で、何坪なのか何平米なのかの計画をプラントの方がされているのか。場所的には駅前と言いますけども、バイパスよりも東側だけで、西側まで及ぶのか。その辺の計画の方もわかっていれば、よろしくお願ひします。

それと、5番目の質問でもありましたように、既存の商店街に対する支援

で、完成が4年後とかいう話をお聞きしまして、4年後までに、また商店、個人業者ももう閉められる、廃業されるというところもふえるかなと思いますけども、できるだけ前向きなご支援をよろしくお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一) 村田議員の再質問にお答えしたいと思います。

場所につきましては、同意を得られた地権者の位置ですが、山城多賀駅へ多賀バイパスから進入する道路、町道があります、それから、多賀バイパスから東側、南谷川までの間の地権者の同意をいただいたと伺っているところでございます。

規模等につきましては、これから測量設計等を実施していくということでもありますので、その段階で明らかにされるものというふうに考えているところでございます。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 村田忠文議員。

6番(村田忠文) 最後、要望というか、希望になるかもわからないですけども、今まで井手町の住民は外に買い物ばかり出ていたと思うんです。近隣、京田辺、城陽市という形でなっていたんですけども、今後は、聞きますとプラントの商品はかなり安い商品のように福知山の方に聞いております。だから、今度は井手町外から井手町に買い物に来ていただけるというふうなこともなろうかなと思いますので、その辺の周辺の道路整備とか安全対策の方もとっていただきたいと要望して、終わります。

議長(丸山久志) この際、暫時休憩します。1時より再開します。

休憩 午前11時54分

再開 午後0時59分

議長(丸山久志) 休憩前に引き続き、再開します。

谷田 操議員の質問を許します。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 9番、谷田 操です。

質問に入ります前に、昨日は沖縄の普天間基地のそばの、隣接する小学校

で、米軍の大型ヘリコプターから8キロ近い窓が落下するというような事故があって、本当に一步間違うと子どもたちの命が危険にさらされたというようなことで、一刻も早く普天間基地は無条件撤去をとという思いをやはり沖縄の皆さんとともに強く訴えていかなければならないというふうに感じているきょうであります。通告に基づいて3点質問を行います。

1点目は内水排除対策です。

10月21日からの台風21号によって、町内でもさまざまな被害が出ました。特に木津川の水位が上昇して、下ノ浜樋門、鐘付樋門、上ノ浜樋門等が閉じられたため、川久保川、才田川をはじめ用水路も溢水し、府道上狛城陽線は通行どめとなり、広範囲で農地が冠水しました。農作物の被害だけでなく、米の刈り入れ時期と重なりましたので、無理をしてぬれた稲を刈ったためにコンバインが故障したりとか、揚水機の電源も水浸しで故障するなど、大きな被害が出ました。このような農業被害に対してどのような支援が受けられることになっているのでしょうか。

2013年の台風18号でも、農地が広範囲で長時間にわたって冠水し、被害が出たため、いざというときには国土交通省や京都府のポンプ車で内水を排除できるよう、木津川堤防内に排水ホースを通せるトンネルが設備されました。今回はどのように排水作業を行ったのでしょうか。

今回のように木津川の水位が長時間上昇したままでは、ポンプ車では十分排水することはできませんでした。根本的に解決できるよう、京都府にも協力を求めて、国に排水機場の整備を求めるべきではありませんか。町長の見解を伺います。

2点目は、新生児の聴覚検査の体制についてです。

生まれつき聞こえ（聴覚）に問題がある赤ちゃんは1,000人に1人から2人と言われていますが、早期に発見して適切な治療、援助をすれば、聴覚障がいによる音声言語発達への影響は最小限に抑えられます。国は自動聴性脳幹反応検査（AABR）、または耳音響放射検査（OAE）を早期発見に有効な聴覚検査として推奨しております。

日本産婦人科学会では、出産を扱う全国約2,400の医療機関を対象にこの検査の実施状況などを調査した結果、昨年度、新生児の約15%が検査を受けなかったと発表しています。検査は親が平均約5,000円の費用を払う形がほとんどで、受検者側の負担が軽くなる公費助成を受けていたのは

わずか7%だったという調査結果です。

国は、検査費用を一般財源で各市区町村に交付するという形になっていますが、公費助成するかどうかは自治体の判断となっています。2014年度の国の実施状況調査では、岡山県や長崎県では全ての自治体で公費助成を行っていたのに比べ、京都府はゼロ自治体でした。こういう状況を受けて、国は今年度、都道府県が検査の推進体制整備や市町村への支援を行う新生児聴覚検査体制整備事業を新設し、補助を行っています。

本町では、母子手帳の記載内容を確認するなどの方法で、新生児聴覚検査の結果を把握していますか。本町の新生児の受検率はどの程度でしょうか。保護者負担の軽減を図り、どの子も確実に検査を受けられるように公費助成を行う考えはないか伺います。京都府での検査体制の整備状況はどうなっていますか。府内の他の自治体での公費助成の状況は、現在はどうなっていますか。

3点目に、非正規職員の処遇改善についてです。

労働基準法では、6カ月以上継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者には、パートであってもアルバイトであっても、年次休暇がその労働時間に合わせて付与されるというふうに定められています。その後、1年経過ごとに付与日数はふえ、6年6カ月以上継続して勤務すれば、最大で20日の年休が与えられるということになっています。地方公共団体の臨時・非常勤職員の任用についても、総務省は21年通知や26年通知と、年休付与や厚生年金、健康保険の資格継続について、1日から数日というような短期間の雇用、任用の中断は使用関係が存続しているものとみなすよう繰り返し留意を求めています。

ところが、本町では、同じ臨時職員を再度採用しても、わずか1日空白期間を置くことによって、継続した雇用とみなさず、改めて採用されてから半年経過しないと年休が付与されず、何年たっても年休がふえないという仕組みになっています。

八幡市では、労働基準監督署と協議をした結果、ことし4月から、同一人物が実質長期間継続して臨時・非常勤職員として雇用されている場合、さかのぼって有給休暇日数をふやすことになり、そのため一気に年休日数が倍になった人もあると報道がありました。

本町では、この問題では、年次有給休暇については労働基準法の規定に基

づき付与していると何度も答弁されてはいますが、改めて京都南労働基準監督署に問い合わせたところ、労働基準法では、有期労働契約の契約期間の半分以上を超える空白期間がない場合は、契約期間は通算される。たった1日の空白は空白期間とはならないという明確な回答を得ました。過去の答弁は明らかに間違った認識によるものです。この際、臨時・非正規職員の処遇を抜本的に改善すべきと考えますが、町長の見解を伺います。

以上でございます。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

1点目の内水排除対策についてであります。まず、農業被害につきましては、京都府農業共済組合山城支所に確認したところ、農業被害はなかったと伺っております。また、揚水機の制御盤等の被害については、災害査定を受け、採択していただいたところであります。

次に、排水作業につきましては、先ほど谷田利一議員にお答えしたとおりであります。

次に、国に排水機場整備を求めるべきにつきましては、国や京都府にそのような制度はないと伺っております。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 小笠原保健センター所長。

保健センター所長（小笠原温美） 2点目の新生児聴覚検査についてであります。新生児聴覚検査は、産科病院等に入院中に検査機器を用いて聴覚の精密検査の必要性を判定することを目的として行われる検査であります。一つ目の新生児聴覚検査の結果の把握と受検率につきましては、本町では赤ちゃん訪問、乳児健康診査におきまして、保護者からの聞き取り及び母子手帳を確認することで聴覚検査の状況を把握しております。平成28年度の聴覚検査の受検については、出生38人中31人が受けておられ、受検率は81.6%でありました。なお、赤ちゃん訪問等の際には、受検の有無にかかわらず、保護者に聞こえに関する問診、保健師等によるお子さんの音に対する反応の確認を行っております。

二つ目の公費負担につきましては、現時点において公費負担は考えており

ませんが、今後も新生児聴覚検査の実施状況の把握や聞こえに関する問診等により、聴覚異常の早期発見に努め、支援が必要なお子様、保護者に対し、指導、援助を実施していきたいと考えております。

三つ目の京都府での検査体制の整備状況と府内の他の自治体での公費助成の状況につきましては、日本産婦人科学会が平成29年6月から7月に実施された新生児聴覚スクリーニング検査に関するアンケート調査の結果によりますと、京都府の検査可能施設率は87.8%となっております。次に、他の自治体での助成の状況については、今年度、京都府内で公費助成をしている市町村はございません。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 3点目の非正規職員の処遇改善についてであります。本町における非常勤臨時職員の任用につきましては、地方公務員法に基づき実施いたしております。6月を超えない期間で任用を行い、その任用について、6月を超えない期間で更新することができるとして運用しているものであります。いずれにいたしましても、非常勤職員は町政の円滑な運営において一定重要な役割を担っていただいておりますので、これまでから賃金改定をはじめとした処遇改善を行ってきており、今後も適切に対応してまいりたいと考えております。

議長(丸山久志) 再質問ございませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) まず内水排除対策ですけれども、農業の被害について、京都府等では農協なんかを通じて、被害はありませんかということで、小規模な農業機械の故障ですとか、そういうものについては援助がありますよというようなことが周知されてたかと思うんですけれども、2013年のときは、わざわざ町の方にも府の方から出張してきていただいて、相談会もあったんです。その場で農地が崩れたという相談とかされてた方もありましたし、木津川沿いの大規模な茶園の浸水等で援助を受けはった方もあったわけです。今回もいろいろ細かい点で、農協の共済に係るほどの被害はなかったかもしれませんが、いろいろ細かい被害は出ておりますし、特に刈り入れの途中やったものやから、刈った後の稲わらがまだ放置されているところに水

が来て、まだ刈っていない稲穂の上に水を含んだ重いわらが全部かぶってしまっていて倒伏したというような被害とか、それをまたのけるのに随分苦労されたりとか、いろいろ被害は出ているわけです。もう少しきめ細かく、府の方でやっているような援助、こんなのがありますよと役場の方でも周知をしてほしかったなというふうに思うんですけども、今後も繰り返されることになってはいけませんので、京都府からそういう援助の制度が通知されれば、すぐ役場の方でも相談会等を開いてほしいと、これは要望しておきたいと思えます。

あと、排水機場整備を求めたらどうだということについて、そんな制度はないと言われるんですけど、制度というか、要するに、移動するポンプ車だけで事足りればいいんです。今回、時間何トンをかき出せたのか、31時間樋門が閉じていたと言われましたけど、あのポンプの性能、時間何トンをかき出せて、実際、6台全部動いたらもっとかき出せたんだけども、できないわけでしょう。全部動かしたらポンプが焼き切れるから、半分ずつぐらいしかできないというふうに、そこで実際作業されていた作業員の方にお聞きしましたけれども、これだけ面積が広いと時間がかかりますというようなことをおっしゃってまして、今後もこれ、またあるのかということ。午前中の質問であったみたいに、下ノ浜にも横断トンネルをつくるとか、上ノ浜の方のホースを固定でつけるとか、そういう改善策を言われていたので、もちろんやってほしいと思えます。

しかし、現実、それで今後も絶対安心かと言われたら、やっぱり不安が残るわけです。だから、合藪のポンプ場のように、常設の排水機場をつけるということを要望したらどうか。制度がないと言わはるけど、要望はしたらどうなんやと。現実はどうなんやと言わはるけれども、一番皆さんが望んでほしいのはそういうことだと思えます。樋門を閉じるとなったら、その時点で、かき出しをすぐポンプで始められるというのでなかったら、やっぱり安心できないと思うんですけども、町長は常日ごろからいろいろ国に要請活動をやっているんだとおっしゃるので、こういう常設の排水機場をつくるようにという要望をされたらどうか、その点についてのお考えを町長にも聞きたいです。

それと、新生児の聴覚のスクリーニング検査ですけども、これはスクリーニング検査だから、やってみたら異常が疑われるから精密検査を受けたらど

うかということにつなげる検査ですよね。それが産婦人科学会の調査で約15%受けてないというふうに推計したはるんですけども、井手町で言うたら18.4%受けてなかったということで、これは実数としてわかるわけです。推計よりも多いじゃないですか。受けられる検査は全部受けていただくように案内をする。可能な医療機関がまだ87.8%しかないというんだったら、新生児でここの出産を扱う医療機関はできないから、じゃ、ここへ行かばっただうですかという案内をするとか、そういうことも含めて支援すればいいと思いますし、公費助成があれば受検率が高まると思うんです。ぜひ、それは地方の方からも要望をしてほしい、市町村からも府の方にも要望してほしいと思うんですけど、いかがですか。

それと、非正規職員の処遇改善ですが、今回は地公法に基づいてやっているという答弁だったんですけど、今までは労働基準法に基づいてやっているんだという答弁を何回もしたはったんです。職員は公務員ですから、一般事務の職員は地公法に基づいて、労働監督も町長がやらなあかんわけです。現業職とか公営企業の職員だったら労働基準監督署が監督しなあかんわけです。だから、もし井手町で、水道の職員でこういうアルバイトの人がいて、年休の付与が継続されないのはおかしいやないかといったら、労働基準監督署に駆け込まはったら、労働基準監督署から監督に入ってもらおうというようなことが起こるかもしれんわけでしょう。同じ役所の中で、こっちの職員は地公法やから半年たつまで年休は一切ないよ、こっちはそういう訴えがあつたら労基署の方で、それは労働基準法でやってやという指導が入るというようなことになるよ、差が出るじゃないですか。国はそうやって継続扱いしなさいと言ってるんですよ。何で井手町だけそれを拒否するんです。労基法を下回るような地公法というのはないわけですから、労基法で継続とみなすというふうに労基署は言ったはるんです。労基法の解釈はそうだと言うたはるんですよ。だから、労基法に基づいて、地公法だって労基法を下回るような扱いはしちゃだめじゃないですか。それは時代の流れやし、そういうふうにしなさいとおかしいと思います。

それと、もう1点、有休の日数の告知というのはどういうふうにしたはるのか。あなた、ことし、何月何日から何月何日までで有休を何日もらえますというような告知を今どうやってされてますか。有休告知書というのを出している民間企業もありますけども、普通、給与明細にあなたの残日数は何日

と書いて知らせるとというのが一般的やと思うんです。役場の正規職員であっても、残日数は何日というお知らせがあれば有休をとりやすいと思うんですけれども、そういうパートの方とかに、自分は有休があるのかないのか、ことし何日なんやろうというようなことがきちんとわかるように告知はすべきじゃないでしょうか。そう思うんですけど、告知の方法がどうなっているかも伺います。

以上です。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 非常勤職員の関係についてお答えさせていただきます。

まず、私ども、地方公務員法に基づいて任用しておりまして、その任用の範囲内で労基法に基づいて年次有給休暇を付与しているということで、先ほどご答弁させていただいたとおりでございます。

ちなみに、有給休暇の告知といいますか通知のようなものとおっしゃっていただいたんですけども、私ども、非常勤職員の方々へは、要綱の中にもちろん日数はうたっているんですけども、本人に対しては、私ども正規職員と同じように休暇簿を作成します。休暇簿によってご自身で休暇申請をして、残日数も自分で書いて、所属長に承認を回して、私ども総務課に回ってくるというふうなことでありますので、有給休暇はどれだけあるというのはご本人もご承知であって、使って何ぼ残ってるというのもご本人で承知の上で休暇簿を決裁しているという状況でございます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 谷田 操議員の再質問にお答えします。

国や府に要望すればよいという排水機場の問題ですが、基本的に制度等がないものを無責任に要望することはできないというふうに考えております。排水作業につきましては、谷田利一議員にも、るる町長なり脇本理事が説明しましたが、一定の能力を持って今回の災害を少なくしていくということもございますので、できることから着実に取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 小笠原保健センター所長。

保健センター所長(小笠原温美) 聴覚検査についての再質問にお答えします。

出産した病院で検査ができない場合に他の医療機関等で検査が受けられるような制度をつくられたらどうかということでございましたが、今は何も整備されていない状況なので、今後については、府内の動向を見て対応していきたいと考えています。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 内水排除の件、制度がないというのは、例えば、どういう河川でないと常設の排水機場はつけられないとか、何かそういう決まりがあるんだったら、また調べて教えていただきたいと思えますけれども、現実、水があふれてるわけでしょう。移動式のポンプ車でかい出しても、丸一日、水はかい出せなかったわけです。それでは困るから、水があふれてきた時点ですぐに、ポンプ車を待つまでもなく排水できるような設備をつくったらどうかということですが、それは河川の管理もありますから、国が管轄だろうというふうに思います。どのような意味で制度がないとおっしゃっているのかがよくわかりませんので、また改めてご説明をお願いしたいと思います。

臨時職員の有給休暇の問題ですけれども、少なくとも労基法の考えは井手町が今とっているような考えとは違うんですということはわかってもらいたいと思うんです。今、労働契約法が改正になって、5年間有期契約を繰り返した人は無期契約に転換しなければならないという、そういうことになっているわけです。それは民間が対象ですけれども、そういう法の趣旨というのは、公務員であっても生かしていかなあかんと思うんです。そういうことが何度も何度も繰り返されるのはよくないということなんです。その5年間というのを計算するために、今、労基署はきちんと文書もつくって、どういうものを空白期間、クーリング期間と考えるかということを示しているわけです。だから、半年契約であれば、3カ月以上空白がない限りは契約は続いているとみなすというのが労基法の考えなんです。井手町は地公法に

基づいてると言わはりますけども、労基法では認められてないことを井手町はやってるんです。それは、やっぱり余り大きな声で言える話じゃないんじゃないか。労基法で認められてないことを、いや、うちは、地公法ではそれよりも低い条件でも別に構わないからやってるんですと言わはるのか知らんけど、それは余り堂々と言えるようなことじゃないと、この今のご時勢、それは指摘しておきたいと思います。

以上です。

議長（丸山久志）　これで一般質問を終わります。

日程第5、報告第11号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（報告第11号を朗読説明）

議長（丸山久志）　これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志）　谷田　操議員。

9番（谷田　操）　期日前投票に関する費用が上がっていますが、今回は特に台風が近づいてるということで、衆議院選挙の期日前投票が多かったと思うわけですが、日にちごとの期日前投票者の数というのがわかりますでしょうか。公示日の翌日から前日の土曜日まで、何人ぐらいの方が投票されて、結局、全体の投票率と期日前で投票された方は何%の投票率か、わからないでしょうか。

それと、投票所の中で、高齢者の方は履物を履きかえるのが大変だとおっしゃる方が多いわけですが、二足制になっていて、履きかえなければならぬところはまだ残っているのか、どことどこなのか。

それと、18歳、19歳の今回の衆議院選挙での投票率というのが既にわかっておりますら、お願いいたします。

議長（丸山久志）　答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

まず、期日前投票所の日別の投票者数なんですけれども、10月11日から期日前投票が始まりました。11日が15名、12日が47名、13日が40名、14日が64名、15日が87名、16日が96名、17日が126名、18日が157名、19日が179名、20日が285名、最終日、21日が513名であります。合計1,609名が期日前投票をしていただいたということでございます。ですから、今回の総投票数が3,680でありますので、その割合は、約44%の方が期日前投票所にお越しいただいたということになろうと考えております。

続きまして、二足制の投票所なんですけれども、現在は南部区、玉水区でございます。あと、ほかは土足で、小学校、そして人権交流センターは大丈夫です。

それとあと、18歳、19歳については、今回については、そういう調べる帳票がございませんので、算出はしておりません。

以上でございます。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） 期日前投票、今回は特殊な条件もあったとは思いますが、非常に着てきまして、たくさんの方が利用されるんです。今回、雨が降っておりましたので、狭い投票所の外で傘を差してお待ちになっている方も見受けたわけです。テントを張ったりとか、今後は待ち合いできるようなことを考えていただかないといけない、ほかに場所がないと常々言われますので、それであれば、テントを張るとか椅子を置いていただくとかしないとあかんのじゃないかというふうに思います。

それと、広報が届くのが今回非常におそかったという意見を聞いているんですが、広報はどのような形でいつ配布されたのか、わかりますでしょうか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） ご質問にお答えします。

選挙広報については、京都府の方から送られてきます。今回の選挙自体が、

非常に急な解散であったということもありまして、かなり選挙広報もぎりぎりになるということをお願いしておりましたんですけれども、私ども、府の方から来まして、翌日には各区長様の方にご協力いただきまして配布をいただいたということになっております。3日前までには着かんなんということになりますので、それをお願いをしたということでございます。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第11号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第11号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、報告第11号は承認することに決定しました。

日程第6、報告第12号、専決処分の報告についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章）

（報告第12号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、報告第12号、専決処分の報告についてを採決します。

報告第12号は承認することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、報告第12号は承認することに決定しました。

日程第7、議案第37号、平成28年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件から、日程第9、議案第39号、平成28年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件までの3件を一括議題とします。

本3件に対する委員長の報告を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 古川昭義決算特別委員会委員長。

5番（古川昭義） 5番、古川です。

ただいま議題となっております議案第37号、平成28年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件、議案第38号、平成28年度井手町水道事業会計決算認定の件並びに議案第39号、平成28年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の3件につきまして、本決算特別委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る9月22日の9月定例会におきまして、議会選出の監査委員を除く9名の委員をもって構成する決算特別委員会が設置され、議案第37号から議案第39号までの3件の決算認定の件が付託され、閉会中の継続審査となっていたものであります。本3件は、いずれも井手町における平成28年度の予算執行実績や行政実績並びに行政全般について執行されました決算認定の件でございます。

本決算特別委員会は、去る10月2日、3日の2日間にわたり招集いたしまして、1日目は委員9名全員出席、2日目は委員8名出席のもと、汐見町長以下、町関係者の出席を求め、慎重かつ熱心に審査が行われたところでございます。

決算審査では、一般会計の歳出の部から各款別に質疑を行った後に歳入の部の質疑を行い、次に、特別会計の質疑につきましては各会計別に歳入歳出

全般にわたり質疑を行い、最後に総括質疑を行ってまいりました。

次に、審査の内容の報告に入るわけではありますが、議会選出の監査委員を除く全議員が委員となっておりますので、審査の過程で出ておりました質疑の内容の報告及び討論の報告は省略させていただきます。よろしくお願いいたします。

次に、質疑並びに討論の終了後に、本案に対する採決を行ったところであります。

それでは、本決算特別委員会における審査の結果についてご報告申し上げます。

議案第37号、平成28年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件につきましては賛成多数をもって認定され、議案第38号、平成28年度井手町水道事業会計決算認定の件、議案第39号、平成28年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件の2議案につきましては賛成全員をもちまして認定すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

議長（丸山久志） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 谷田 操議員。

9番（谷田 操） ただいま議題になっております議案第37号から第39号の3議案のうち、井手町一般会計決算、国民健康保険特別会計決算、後期高齢者医療特別会計決算、介護保険特別会計決算に反対の立場から、第37号議案には反対、第38号、井手町水道事業会計決算、第39号、多賀財産区特別会計決算の2議案に賛成の立場で討論いたします。

安倍政権はこれまで法人税減税を繰り返してきましたが、労働者の賃上げには回らず、大企業の内部留保は積み上がるばかりです。2012年からの4年間で上場企業上位100社だけで2兆円の法人税減税の恩恵をこうむり

ましたが、従業員給与はその100社で3,000億円しかふえていません。一方、社会保障は経団連の提言に沿って大幅削減され、75歳以上の高齢者の医療費窓口1割負担を2割へ引き上げることまで今、検討されています。若者の過労死が相次ぐなど、これではますます働く人も年金生活者も生きづらくなるばかりです。そんなときに住民の暮らしの実態や声をしっかりと受けとめ、その声に応えるのが町政の役割であり責任です。2016年度の決算がその責任を果たす決算だったとは到底言えません。

一般会計では、財調基金も減災基金も都市開発基金もさらに積み上げ、基金総額71億円を超えました。住民1人当たりでは94万円に上ります。余りに異常なため込みと言わなければなりません。

庁舎等整備基金を約18億円と積み上げましたが、目標額を定めていないということですが、目標も定めず積んでいるというのは異常なことではありませんか。当初見込んだ15億円では足りないとしても、国の補助金も見込んでいるというし、起債など後年度負担もあって当然の事業ですから、キャッシュで立つほどの積み立ては必要ありません。

非正規職員がふえ、役場が官製ワーキングプアを生んでいます。長年臨時職員が担っている業務は本来、正規職員をふやして対応すべき仕事ではないのか検証が必要です。

臨時福祉給付金の支給が対象の8割にとどまったのは残念な状況です。小さなまちならではの顔の見える対応に努め、せつかくの給付金が全員に渡り切るように努めなければなりません。

生活保護の受給状況は相変わらず高率です。府と連携して貧困世帯の実態をよくつかむ努力をするべきです。

町営住宅の管理は改善が必要です。空き家は速やかに改修して募集を行い、保証人は京都府に準じて1人にすること、風呂のない住宅には風呂おけと急騰設備を設置することが必要です。老朽化した多賀地区の町営住宅を放置せず、借り上げ方式も含めて、多賀地区にも町営住宅を設置するべきです。

企業立地促進助成が1社に3,000万円交付されました。高額助成に見合う地元雇用の促進と町水道の利用促進を求めるべきです。

最近、入院されていた高齢者の方が退院されたのに、井手町の住居からは通院が難しい、買い物に行けず、ひとり暮らしが不安であるという理由で、他所にお住まいの親族に引き取られていかれたという例を相次いでお聞きし

ました。住みなれたこのまちで最後まで住み続けられないことほど悲しいことはありません。山城多賀駅へのエレベーター設置は大変喜ばれていますが、買い物弱者、通院難民と呼ばれる方々にコミュニティーバスや高齢者タクシー券など、温かい支援が必要です。

国民健康保険会計では、決算審議において、井手町の国保加入世帯のうち7割、5割、2割の法定軽減を受ける世帯が758世帯、65%に上り、3割の世帯が過去の滞納を抱えているということがわかりました。これだけ所得の低い加入者が多ければ、到底助け合いの互助組織とはなりません。国保が都道府県化されても、国の財政措置が激変緩和にとどまれば、やがては給付減と税の引き上げで、住民に医療を保障する制度が逆に住民の生活苦に追い打ちをかけ、人権や命を脅かすことになってしまいます。

後期高齢者医療特別会計では、保険料が1人当たり1,816円、2.5ポイントの値上げとなりました。2年ごとに確実に保険料負担がふえる後期高齢者医療制度自体が高齢者に痛みを押しつけるものですが、所得が少なく病気にかかりやすいこの年齢層の窓口負担を1割から2割に引き上げれば、受診抑制で健康破壊を引き起こす危険が大いにあります。

介護保険特別会計では、2015年の改定で、要支援1・2の訪問介護、通所介護を保険から外し、特別養護老人ホーム入所を原則要介護3以上に限定、年金収入280万円以上の方に利用料2割負担を導入、低所得の施設入所者への食費、部屋代の補助要件が厳しくされました。さらに、制度スタート時には2,641円で始まった本町の基準介護保険料が今や5,052円と2倍近くなるなど、見直しのたびにどんどん制度は後退し、保険あって介護なし、国家的詐欺とまで言われる事態になっています。来年度は第7期の見直しの年となりますが、これ以上給付削減、負担増とならないよう求めるものです。

以上のような理由で、議案第37号から第39号の3議案のうち、第37号議案には反対、第38号、第39号の2議案に賛成をいたします。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 村田忠文議員。

6番（村田忠文） 6番、村田です。

ただいま議題となっております平成28年度井手町一般会計決算並びに特

別会計決算につきまして、認定すべきであるという賛成の立場から討論を行います。

昨年来、国の経済は雇用・所得環境の改善が見られ、穏やかな回復基調が続いていると言われておりますが、人口減少、少子高齢化など、さまざまな問題があり、地方においては好景気を感じるにはまだまだ厳しい状況が続いています。

このような状況の中で、本町では、これまでから行財政全般にわたり点検、見直しを行い、事務事業の見直し等、さらなる経営改善に積極的に取り組み、第4次井手町総合計画に掲げている「自然を守り、活かす」「人と、つながりを育てる」「暮らしを守り、活力をつくる」という三つの基本理念のもと、六つの基本目標に従い、限りある資源を各分野に重点的にかつ効果的に配分し、執行されました。また、国・府への要望などを積極的に行われ、財政の健全化に取り組まれた結果、平成28年度の一般会計の財政状況は、財政健全化審査意見書にもあるとおり、実質公債費比率はマイナス1.5%で、前年比率0.3ポイント減少し、経常収支比率は84.9%と、いずれも府内26市町村の中でも最もよい数値となっており、良好な財政状況は高く評価するものであります。

平成28年度の一般会計の歳入では、町税が前年度比2.4%減少しているものの、京都地方税機構と連携し、町税などの徴収努力をはじめ、国や京都府補助制度による財政支援など、ありとあらゆる面で歳入確保に努力されているところがうかがわれます。このような努力に対し、高く評価をいたします。

歳出において、総務費では交流人口拡大定住プロジェクト、情報セキュリティ強化対策事業、コミュニティー助成、LED照明整備、街灯LED整備、JR奈良線高速化・複線化第二期事業費補助金、数年先を見据えての庁舎等整備基金の積み立てが実施されました。

民生関係では、従来からの継続事業でもある障害者自立支援事業費、老人クラブ活動助成、バリアフリー整備、社会福祉協議会活動費、福祉タクシー事業など、障がい者、高齢者に対する数々の支援施策のほか、母子・父子家庭の児童及び心身障がい児童を対象とした福祉手当、子育て支援チャイルドシート等購入費補助や、いづみ保育園改修工事などが実施されました。

衛生関係では、住民の疾病予防や健康づくりのための各種事業の実施、環

境対策として、家庭から流れる家庭雑排水や工場事業活動に起因する町内河川の濁防止及び旧新四郎山ごみ処分場からの雑水の水質検査、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーの普及促進のための薪ストーブ等設置補助などの事業が実施されています。

農林関係では、有害鳥獣駆除や豊かな緑と清流を守る森林整備事業、新規就農者確保対策事業の実施、商工費では、町商工会振興事業、さくらまつり、まちづくりセンター管理委託費、野外活動センター管理費、また、町内商店の活性化及び住民の生活支援策として、井手町商工会実施のプレミアム付き商品券発行事業への補助などが実施されています。

土木費では、J R 山城多賀駅エレベーター整備やJ R 玉水駅周辺整備、町道3号線道路改良、合藪ポンプ場施設整備、町営住宅の長寿命化など、地元の協力を得ながら、住民の生活を守る暮らしの周辺整備が多く実施されています。

消防費では、災害強いまちづくりのために、消防団資機材購入や防火水槽設置が実施されています。また、災害を想定しての自主防災組織、消防団、行政との連携による防災訓練など、計画的に実施されており、評価すべきところが随所に見られます。

教育関係では、英検チャレンジ推進事業、数検チャレンジ推進事業、ジョイントアップ推進事業、チャレンジ学習事業、泉ヶ丘中学校国際交流海外派遣事業など、教育環境の充実に積極的に取り組まれております。また、義務教育に係る保護者負担の軽減を図るため、給食費・修学旅行費援助、多賀地区生徒の通学費援助など、多くの支援が実施されています。

以上のように、歳出内容は多岐にわたる住民要望に十分に応えられ、町長をはじめ理事者、職員が一丸となって努力されていることがうかがわれます。その結果、一般会計では、歳入総額45億7,246万2,000円に対し、歳出総額41億5,800万3,000円、歳入歳出差し引き額では4億1,445万9,000円の黒字であり、繰越明許財源を差し引いた実質収支額は3億7,033万3,000円の黒字となっております。特別会計に関しましても、少子高齢化が進み、財政状況が厳しい中ではありますが、大変努力していただいていることは高く評価できるものであり、今後も財政健全化に努力していただきたいと思っております。

以上の点から、平成28年度一般会計並びに特別会計の決算の認定に賛成

いたします。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで討論を終わります。

これから、議案第37号、平成28年度井手町一般会計、特別会計「国民健康保険、多賀地区簡易水道、後期高齢者医療、介護保険、公共下水道」歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手多数です。したがって、議案第37号は認定することに決定しました。

これから、議案第38号、平成28年度井手町水道事業会計決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第38号は認定することに決定しました。

これより、議案第39号、平成28年度井手町多賀財産区特別会計歳入歳出決算認定の件を採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定するものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第39号は認定することに決定しました。

この際、暫時休憩します。2時15分より再開します。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時14分

議長（丸山久志） 休憩前に引き続き、再開します。

日程第10、議案第44号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する

条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘)

(議案第44号を朗読説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 今年度の人勸の特徴をお願いします。

それと、これ、いつもそうなんですけど、職員さんの給与というのは生活給で、期末手当等も引き上げとベアが必要やと思うんですけども、そこへ一緒に、特別職の三役や議員も同じ議案で出てくるんですけども、これは性格が違うんやから分けるべきやと思うんですけど、その点はいかがですか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 脇本総務課長。

理事(脇本和弘) 谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の人勸の特徴でございますが、月例給、いわゆる給料表の引き上げの改正と勤勉手当の0.1カ月の引き上げというのが今回の大きな人事院勧告のものでございます。

あと、提案の関係でのご質問ですけども、こちらについては、もちろん今回の職員の給与に関する法律に基づいて準拠して提案しておりますし、それぞれの特別職もそれに基づいて準拠してやっておりますので、これまでから職員、特別職も一緒に提案をさせてもうてます。それとあと、議会の方も一緒に、条例の方も一緒にさせていただいてるということでご理解いただきたいと思っております。

議長(丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 賛成の立場で討論します。

今回の人事院勧告に基づく職員のベースアップや期末勤勉手当の引き上げというものは当然のことだと思わすけれども、職員は生活給で考へてゐるけれども、特別職や議員は生活給ではありませんので、議案についても当然分けて出すべきだというふうには思ひます。そういう意味で、職員の給与引き上げは賛成ですので、主な内容には賛成ですので、賛成します。

議長(丸山久志) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(丸山久志) これで討論を終わります。

これから、議案第44号、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願ひます。

(賛成者挙手)

議長(丸山久志) 挙手全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第45号、平成29年度井手町一般会計補正予算(第5回)を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 花木企画財政課長。

企画財政課長(花木秀章)

(議案第45号を朗読説明)

議長(丸山久志) 続いて、主な事業の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中村建設課長。

理事(中村秀一)

(主な事業の説明)

議長(丸山久志) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 谷田 操議員。

9番(谷田 操) 15ページ、保育園運営費がありますけれども、来年度の申し込みが始まっています、その中で、支給認定申請書兼現況届というのに、対象の子どもや保護者以外の方のマイナンバーまで書くような用紙になっているんですけれども、これ、必要があるのか。もし、そのときにマイナンバーを示すものを持ってこれないような人があった場合に、どういう扱いをするのかお尋ねします。

それと、ページ数で12ページ、公民館改修補助、上井手の公民館ということですが、どのような改修をされるのかお尋ねします。

それと、ページ数で23ページ、放課後児童クラブですが、ほかの費目は大体職員の給与改定や手当の改定ということで増額になってるんですが、放課後児童クラブの方は嘱託職員さんの報酬等が減ってるんですけれども、これは子どもが数が減ったりとか、見込んだだけ職員が要らんかったとか、どういうことで減額になってるのでしょうか、お尋ねします。

以上です。

議長(丸山久志) 答弁願います。

(挙手する者あり)

議長(丸山久志) 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長(中坊玲子) ただいまの谷田 操議員のご質問にお答えいたします。

ただいま来年度の申し込みが始まっているんですけれども、その中で、新規入所の方につきまして、マイナンバーの記入をお願いしているところがあります。保護者の方、井手町の場合は父母に当たる方と、あと、該当の入園される、今度入園予定のお子さんについてのマイナンバーを基本的にはお願いしているところでありまして、その他の家族の方につきましては、必ず書いていただきたいというふうな項目ではありません。ただ、障がいをお持ちであるとかという場合に、聞き取りで障害手帳をお持ちですかというふうなことを聞かせていただいて、必要に応じてご記入いただけるように申込用紙には記入欄を設けているところがあります。

今申し込みを受け付けしているんですけれども、その際にマイナンバーを

示すものがない場合、例えばご自宅にお忘れになったという場合は、必ずこちらの方の、お忘れになった、ほかの書類も一緒なんですけれども、ない書類の、後日お知らせいただきたいというものを、保護者の方とこちらの事務をしている人間と同じ用紙を、こういうものをそろえていただきたいというふうなことで、後ほどお知らせくださいということをお願いしているところです。なくされた方等に関しましては、基本的にはマイナンバーは必要なんですけれども、マイナンバーの記載がないことによって申し込みを受け付けられないというふうな取り扱いはしておりません。お話をさせていただいた上で、必要なときにまたお知らせをいただきたいということでご理解いただいて申請の受け付けを今しているところですが、今のところ、受け付けが始まって、この火曜日から受け付けを始めているんですけれども、そういうことであったというふうなことは今のところは聞いておりません。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 花木企画財政課長。

企画財政課長（花木秀章） 谷田 操議員のご質問にお答えします。

12ページの公民館の改修の補助の関係でございます。今回、上井手区が実施されます事業の内容につきましては、バリアフリーでございます。主な事業で申し上げますと、トイレの段差解消、トイレの洋式化、そして、広間が畳敷きになっておりますので、畳敷きのカーペット化ということで伺っております。

以上です。

(挙手する者あり)

議長（丸山久志） 脇本総務課長。

理事（脇本和弘） 谷田 操議員のご質問にお答えします。人件費の関係でございますので、私の方からお答えさせていただきます。

放課後児童クラブにつきましては、当初、嘱託職員さんがお越しいただいていたというところがございますが、退職されるということになりましたので、今回減額ということがございます。ただ、この嘱託職員さんのかわりには臨時職員さんが入って運用されてることは伺っております。

以上でございます。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (丸山久志) 中坊 陽議員。

8番 (中坊 陽) 22ページの教育費、小学校費の教育振興費、井手小学校備品購入費、これは寄附金を当てるということでしたけども、どのような当初を予定されているのか。それと、これ、井手小学校だけになってますけど、多賀小学校では対象にならなかったのか、寄附していただいた方の意向で井手小学校だけに決まったのか、その辺もお聞きします。

(挙手する者あり)

議長 (丸山久志) 中島教育次長。

教育次長 (中島一也) 中坊議員のご質問にお答えします。

小学校費の備品購入の関係でございますけれども、町内の方からご寄附をいただきました。井手小学校で役立ててほしいというご意思でご寄附をいただきました。それについて、井手小学校の方で検討された結果、児童図書を購入したいということで、図書の内容については今後選定していくということでお伺いしております。

以上でございます。

議長 (丸山久志) ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長 (丸山久志) 谷田 操議員。

9番 (谷田 操) 先ほどのマイナンバーの件でもう一つ確認ですけど、支給認定申請書というのが一番、保育園に行きたいですという申し込みの基本になる用紙ですけど、そこに世帯員全部のマイナンバーを書く欄が設けてあるわけです。それやったら、さっきの説明だと必要な場合しかマイナンバーは記載を求めないんだということやけれども、欄があったら書いてきはるかもしれんわけです。だから、それはどうしても必要な入る子どもとその保護者の分だけにして、あとは空欄にしておいて、必要なときに聞き取りして、介護のために保育園に入れなあかんとか障がい児さんがいはるからその子の番号は書かなあかんとかいうことであればまた書いてもらわなあかんかもしれませんが、最初から欄を設けてたら取得する必要のない人の分まで勝手に取得してしまうというか、必要のないものを役場が取得したら、それはそれでまた管理の問題があるので困るわけで、必要な人だけ書いてもらうというのやったら、最初からそういう欄は設けない方がいいんじゃないかと思う

んですけど、それはどうですか。

それと、災害復旧の件ですけれども、これから査定もあってということですから、実際、これ、また長期に通れないと農作業に支障が出ると思うんですけど、いつまでの工期を見込んでおられるのかお尋ねします。

議長（丸山久志） 答弁願います。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中坊住民福祉課長。

住民福祉課長（中坊玲子） ただいまの谷田議員のご質問にお答えいたします。

欄の設けたところなんですけれども、保護者の方のお名前を書いていたく欄と当該子どもさんだけの欄を設けてほかの部分は空白にというふうなことでおっしゃっていただいているんですけども、例えば、書いていただく際に、必要なときに書いていただいたナンバーがテレコになってしまったりとか欄がずれてしまって誰のかわからないとかというふうなこと等もありますので、一定全てのところに欄を設けさせていただいたところでありませう。今後またマイナンバーを後からお知らせいただくというふうなこと等もあるんですけども、書いていただくというふうなことに関しても問題はないというふうに考えております。書いていただいた用紙につきましては、書いてあっても書いてなかっても鍵のかかるロッカー等に、マイナンバーの漏れ等がないように保管をするのは、書いてなかっても書いてあっても取り扱いは同じようさせていただいておりますので、マイナンバーの記載があろうがなかろうが、それ以外のものにつきましても個人情報であるというふうに認識しておりますので、保管には十分気をつけていきたいと考えてます。

以上です。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中村建設課長。

理事（中村秀一） 谷田 操議員の災害に関するご質問にお答えします。

工期についての考え方ですが、まず、査定決定をいただいた後、実施設計を実施します。実施設計ができ上がりますと標準工期等も決定しますので、その段階で工期は何日ということがわかってくるわけでごさいます。いずれにしても、災害復旧工事でごさいますので、査定決定をいただければ、速やかに工事着手して、できるだけ工期の短縮を図りたいというふうに考え

ています。

以上です。

議長（丸山久志） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第45号、平成29年度井手町一般会計補正予算（第5回）を採決します。

議案第45号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第46号、平成29年度井手町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 中谷保健医療課長。

保健医療課長（中谷 誠）

（議案第46号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第46号、平成29年度井手町国民健康保険特別会計補正

予算（第3回）を採決します。

議案第46号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第47号、平成29年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（丸山久志） 寺井高齢福祉課長。

高齢福祉課長（寺井佳孝）

（議案第47号を朗読説明）

議長（丸山久志） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（丸山久志） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第47号、平成29年度井手町介護保険特別会計補正予算（第2回）を採決します。

議案第47号は原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（丸山久志） 挙手全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、次回は12月22日午前10時から会議を開きます。

散会 午後 3時02分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 丸 山 久 志

署名議員 西 島 寛 道

署名議員 谷 田 操